

○議長（岩村良一君）

次に、小泉勝君の発言を許します。小泉勝君。

◆小泉勝君 リベラル新潟の小泉勝です。通告に従い、順次質問をいたします。

花角知事の所信表明による住んでよし、訪れてよしの新潟県づくりを前に進める取組に沿ってお伺いいたします。

まず、第1点目は防災・減災についてであります。

令和元年6月18日22時22分、山形県沖を震源とする地震が発生しました。最大震度6強を記録し、夜間の地震発生により被害の状況が分からない中、現地の安否が気遣われました。初めに、この地震で得られた教訓と、その教訓を踏まえた新年度の取組について伺います。

その後の被災地支援として、村上市が被災した住宅の屋根瓦等の修繕に補助する村上市災害住宅リフォーム事業に対し、新潟県と国が費用の一部を補助したと認識しています。一部損壊以上の被害を受けた644棟に対し、この補助事業の交付件数は108件にとどまり、想定ほど伸びていないように聞いています。また、被災者の方からは自己負担も多く、使い勝手がよくないとの声を伺いました。この村上市の補助事業について、県の評価をお聞かせください。

昨年12月の定例会において、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書が議員発議され、残念ながら賛成少数で否決をされました。

その後、共同通信社が全国の自治体に対し行ったアンケートでは、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害で住宅が被害を受けた世帯に最大300万円を支給する制度をめぐり、全国の市町村の44%が拡充を求めているとされています。本県でも、新潟県と県内自治体の半数以上の16市町村が被災者生活再建支援制度の拡充を求めたとありました。

同じ災害で被災者生活再建支援制度が適用される市町村と適用されない市町村との間で不公平感が生じないようにと、県として独自に被災者生活再建支援制度を運用し、その不公平感を解消していただいていることは大変ありがたく思っております。

一方で、昨年の地震では、村上市は一部損壊が多く、県や国の被災者生活再建支援制度の適用対象外とされました。このアンケート結果での県内市町村の意見をどのように受け止めているのか伺うとともに、県はどのように拡充すべきと考え、国の働きかけなど、今度どのように取り組んでいくのか伺います。

異常な豪雨災害や特別警報級の台風、豪雪、さらには地震など、気候変動により自然災害が激甚化・頻発化しており、国は防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を閣議決定し、取り組んでいるところであります。

花角知事は、県政の様々な課題の中でも防災・減災対策を一丁目一番地と位置づけ、国と

歩調を合わせて力を入れられております。

有識者による防災・減災対策の新たなステージに向けた検討会議からの県への提言では、ハード・ソフトの総合力で災害に強い新潟県を目指すとし、被害の影響度に着目した効果的・効率的な河川改修や土砂災害対策のハード整備に取り組む必要があるとされています。

極めて厳しい財政状況の中、限られた財源で提言されたような効果的・効率的な防災・減災のハード整備を進めるためには、整備の過程で多くの県民の納得を得る上でも、危険区域または影響度や緊急度といったハード整備箇所の具体的な優先順位を決める明確な基準が必要と考えますが、所見を伺います。

2019年10月12日、台風第19号の接近により、新潟県内では初めて大雨特別警報が発表されました。特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、気象庁では特別警報が発表されたら、直ちに命を守るための最善の行動と最大級の警戒をするなど、適切な行動を取るようとしています。

この昨年10月の本県での特別警報の発表が住民の避難にどの程度つながったのか、その効果についての認識を伺うとともに、今後の特別警報発表時の住民の避難行動にどのような改善点があると考えているのか、お聞かせください。

県内各地でも地域防災リーダーの育成が進められておりますが、災害から命を守るために、事前に確実な避難行動を起こすためにも非常に重要であります。

さらに、自分は大丈夫だと思ってしまう正常性バイアスが働き、逃げない人をどう逃がすのかといった課題が指摘されており、避難インフルエンサーと呼ばれる災害発生時に避難行動のリーダーとなる者の必要性が説かれています。

実際、私の身近なところでも、不慣れな土地でハザードマップなど見たこともない、自分の住む地域がどんなところなのか理解不足の中で、離れて住む家族からの電話連絡により避難したというケースがありました。

県は、新年度において、新たに防災リーダーに対して指導・助言を行う防災シニアリーダーを育成するとともに、市町村の防災リーダー育成の取組を支援することとしていますが、いつ発生するか分からない災害に備え、県民の生命や財産を守るために、どのような工夫により、災害発生時に住民の避難行動につながる実効性ある取組としていくのか、お聞かせください。

昨年11月8日から9日にかけて、新潟県地域防災計画原子力災害対策編や新潟県原子力災害広域避難計画の策定を踏まえて、新潟県原子力防災訓練が実施されました。この訓練の実施によって明らかとなった課題はどのようなものか伺います。

また、原子力災害発生時にその課題を克服して住民の円滑な避難につなげるため、昨年の訓練での課題を踏まえて想定している新年度の原子力防災訓練の方針について伺います。

その原子力防災訓練の中では、地域住民が参加をした住民避難訓練も実施されました。県は、新潟県原子力災害広域避難計画において、原子力災害発生時に即時避難区域から避難先候補市町村へ避難する主な利用道路を示していますが、安全にスムーズに避難ができると

は思えない箇所もあるように感じており、避難命令が発令されたときに対象地域の住民の避難が確実に可能であるのか懸念しています。

できるだけスムーズに避難ができるための道路を確保する必要があると考えますが、新たに避難のための道路を整備する必要はないのか、所見を伺います。

小泉進次郎原子力防災担当大臣がUPZ圏内、原発の30キロ圏内での安定ヨウ素剤の事前配布を本県など関係自治体に求めたと発言し、それをめぐる知事の見解が報道されました。知事は、趣旨がよく分からないので、関係先に確認しているとした上で、現場の事務負担の重さについても言及しておられました。

また、柏崎市長におかれましても、5キロ圏に配るだけでも本当に大変だと切実に述べており、UPZ圏内での事前配付の費用負担、事務負担に関して、現状の5キロ圏と同様に絶対に国が負担すべきであることを関係自治体と連携して国へ強く求めるとともに、そもそもそのような危険な状況が必要となる可能性が1%でもあるのであれば、原発そのものを動かすべきではないし、廃炉にすべきであると言及しています。

安定ヨウ素剤の事前配布に関する大臣の発言についての確認の結果と、県の今後の対応について伺います。

内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議が主催する「ぼうさいこくたい（防災推進国民大会）」は、国内最大級の総合防災のイベントとして2016年より毎年実施され、昨年の名古屋での開催では2日間で1万5,000人の参加者を集めたといい、第5回となる本年は広島県で開催されると伺っています。

県民の意識や関心を、イベントを通して防災へ向けると同時に、産官学民が連携をした共助の枠組みが地域全体で防災意識を高めていくことにつながります。さらに、本イベントはそれだけにとどまらず、防災関連商品等の販路開拓や新製品開発など、ビジネスの機会創出の効果も大きいと考えます。

今週19日水曜日から本日までの3日間、アオーレ長岡を会場にNICOフォーラム2020が開催されており、防災×ライフ研究会の商品や事業PR展示のコーナーも拝見させていただきました。私が伺った時間帯がよくなかったのか、残念ながら人影がまばらでありましたが、こうした新潟発の防災ビジネスを広く県外へ向けて発信していただきたいと願うところでもあります。

県は、新年度から、新たに防災産業クラスターの形成に取り組むとされていますが、その取組の一環として、「ぼうさいこくたい」の本県への誘致を進めるべきと考えますが、所見を伺います。

第2点目は、教育についてであります。

台風第19号でも全国で多くの災害ボランティアの人たちの活躍が目にとまりました。県内からもチームにいがた、チーム中越などといった活動と、個人としても多くの県民がボランティア活動に行かれる姿を見聞きし、激甚災害で被災し、全国の皆様から多くの御支援をいただいた新潟県としても頼もしく感じました。

その中で、高校生の災害ボランティアについて考えてみました。郷土愛を育み、困ったときはお互いさまの精神で、高校生に多くを学んでいただける機会だと捉えます。

元衆議院議員であります故長島忠美先生が会長を務められていた、全国災害ボランティア議員連盟のメンバーからの話では、平成16年7月の福井県での豪雨の際には、2万人近い高校生が災害ボランティアとして活動し、初めは洪水被災現場に向かった高校生も、被災地で活動して顔つきが変わり、学校での1年より災害ボランティア活動現場での1日のほうが勉強になると頼もしい言葉を残してくれ、被災地での活動が貴重な社会体験となったと伺いました。

防災教育の観点から、県立高校において災害ボランティアを推進すべきと考えますが、所見を伺います。

2019年度採用の本県小学校教諭の採用選考では出願者が少なく、倍率が1.2倍と全国最低レベルの水準にあったものが、2020年度採用選考においては志願者数も増え、改善されたと聞いております。改善に向けてどのような取組をされ、実際に改善した要因をどのように分析しているのか、また今後、小学校教諭への優秀な人材の確保に向けた方針について伺います。

小学校の現場から育休や産休、病休で欠員が生じると、教員免許のある講師の人を補充するところが、その補充員としての講師が不足しているという現状を伺いました。補充されない負担は、ただでさえ多忙な現場のほかの教員にかかり、児童にしっかりと向き合う時間が少なくなってしまう。県として先の見通しを持って補充員をしっかりと確保することで、現場にも余裕ができるのではないのでしょうか。

2020年度採用選考において、志願者が増えたことで講師が確保されるのか、また2022年には定年延長が始まる影響も含め、講師確保の見通しをお聞かせください。

見附市のある中学校において、実践的な起業体験学習を実施しています。通常であれば採算度外視で、いわゆるお店屋さんごっこ的な体験となりそうなどころではありますが、彼らは3年生を6つの会社に分け、会社設立に向けて事業計画、投資家向けのプレゼン、資金集め、株主総会から仕入れ、製造、販売まで自分たちで考え、行動しました。その結果、売る側も本気で売り込んできますので、その熱が投資家や消費者にも伝わり、売上げは上々であったようであります。

本県の開業率が全国最低水準にある中、この中学校のように具体性のある取組を県内の他の中学校に波及させるなど、起業家教育の充実を図るべきと考えますが、所見を伺います。

世界全体の流れとして、第5世代の移動通信システム、5Gへの時代が間もなく到来します。5Gの特徴としては、現行の4Gの最大100倍となる超高速大容量通信ができることであり、4Gで5分程度かかった映画のダウンロードが5Gなら3秒で済んだり、通信による時間のずれが0.001秒しかなかったり、あるいは100万台の機器に同時に接続できたりするものであります。

5Gは遠隔診療や車の自動運転などを実現し、日々の生活や産業に大きな変化をもたら

すと言われており、経済効果としても、IHSマークイットの試算では、5Gで実現する様々なサービスや製品の売上高は、2035年までに最大で1,300兆円に上り、経済への影響も非常に大きいと言われてしています。

このような世界経済の流れを受けて、当県においても5Gに対応できるIT人材の育成は急務であります。IT人材の育成では、諸外国と比べ日本のプログラミング教育は後れています。そうした中、小学校でのプログラミング教育が本年4月に全面実施されますが、県教育委員会ではどのように教師の指導に取り組んでこられたのか伺います。

また、本県の産業界でもプログラミングの実務者不足が叫ばれており、新年度においてIT産業の重点的な支援に取り組むこととした県として、中長期的な視点で他県より優れたプログラミング教育に取り組んでいただきたいと考えますが、所見を伺います。

生徒数の減少により部活動の種類が少なくなっており、希望する部活動を実施している中学校へ生徒と保護者が住所を異動して就学している事例があります。

また、自治体により就学指定校以外の学校に就学することを認める基準が違い、就学指定校に希望する部活動がない場合に、部活動を理由とした学区外就学許可の自治体の対応が異なっています。

制度が統一されていない現状を受けて、越境入学の制度やルールを統一すべきではないでしょうか。県教育委員会として、このような部活動に起因する学区外への就学をどのように認識しているのか伺います。

就学先の中学校に希望する部活動がない場合に、就学先は変更せずに、あくまで部活動の時間だけ拠点校の部活動に参加することができるという拠点校部活動の制度も最近では聞かれます。

しかしながら、拠点校部活動では、公式戦に出場する際には拠点校以外から参加する生徒の出場が制限されているなど、弊害も起きているようです。団体種目のいわゆる合同チームでも、新潟県中学校体育連盟のルールにより、例えば野球ではそれぞれの学校の部員が9人を下回った場合にしか編成できない、すなわち公式戦への出場が制限されているといった弊害も聞かれます。

生徒が努力した成果を発揮できる場として、公式戦への参加ができるようにすることが大切であり、さらに言えば、近隣の中学校が全種目の部活動を維持しようとする共倒れになり、しまいには全ての部活動が消滅してしまいます。

それよりも拠点校の部活動に近隣から参加することで、部活動の維持ができると同時に、部活動の総数が減少することで教員の負担軽減にもつながると考えます。

学校や地域によっては部活動そのものが存続の危機であり、スポーツ庁が発行している運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインにも、運動部活動の在り方に関しては、抜本的な改革に取り組む必要があるとの方針が示されています。

拠点校部活動制度の導入の検討と、新潟県中学校体育連盟に合同チームの公式戦への参加要件の緩和を働きかけることが必要と考えますが、所見を伺います。

第3点目は、障害者福祉についてであります。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が平成28年4月から施行されています。障害を理由とする差別を禁止する法律ではありますが、残念ながらその施行の効果は極めて不十分であります。

最大の課題は、差別や理不尽な扱いを受けた障害のある人が訴え出る窓口が不明確なことと、訴えた後の対応が明確にされていないことであり、そのため、訴えを受けた窓口の方の個人的な判断に対応が委ねられてしまうこと、つまり差別を受けたと訴えてきた場合の対応の手続、手順が決められていないことであります。

事実、障害者差別解消法ができて以降の差別相談のほとんどは新潟市のケースであります。県内の市町村での条例制定は新潟市のみであり、新潟市では障害のある方が差別的取扱いを受けても泣き寝入りしなくていい体制整備が整えられているわけであります。

しかしながら、人口80万人の政令指定都市と366人の粟島浦村から18万人の上越市まで、29市町村それぞれが条例をつくるには時間も労力もかかります。

私は、県が条例をつくり、障害のある方が県内のどこで暮らしていても、差別や偏見で泣き寝入りしなくていい県にしていきたいと思えます。

県が条例を制定し、県内における差別解消を推進すべきと考えますが、所見を伺います。

障害者が地域において自立した生活を送れるように、地域生活支援サービスを進めていますが、障害の度合いにより地域で自立した生活を送れない人もいます。一定程度の施設サービス、施設入所が必要なことは言うまでもなく、グループホームなど地域生活支援サービスも徐々に整備されてきてはいるものの、残念ながら現状において、障害者支援施設においても入所を断られたりするケースがあると聞いており、十分な体制にあるとは言えません。

県は、広域自治体として、個々の市町村では整備が困難な圏域での受皿確保のため、障害者支援施設の整備など、地域におけるセーフティーネットを構築する役割が求められると考えますが、所見を伺います。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、いわゆる読書バリアフリー法が可決、成立し、昨年6月に施行されました。これにより、国だけでなく、自治体においても視覚障害者等の読書環境の整備が加速されることが期待されます。

かつての新潟県点字図書館が、新潟県視覚障害者情報センターへと施設の名称を変更し、社会福祉法人新潟県視覚障害者福祉協会が指定管理者として運営をされていると伺いました。そこでは、多くのボランティアに支えられながら活動をしています。

しかし、現在センターは生活支援に力を入れてきており、さらに点字を読める人が少なくなってきたり、利用者が減少しているため、点訳や音訳の予算が削られていると聞きました。点訳のグループの人たちは、勉強会もできない状況だと、知事へその状況を訴えたとも聞いております。

新法施行に伴う視覚障害者情報センターの取組の方針について伺います。

成年後見人制度について伺います。

障害者福祉制度は、措置制度から契約制度へ大きな転換が行われました。措置制度では行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。措置から契約に替わったおかげで自ら望むサービス、施設を選ぶことができるようになったことは、障害者も高齢者も、どちらにとっても非常によかったと思います。

一方で、重度障害者や重度の認知症の方には契約能力がない、名前すらも書けない方がおられますが、そういう方たちに対して成年後見人がついていないことが多いのが実態であり、サービスの質を上げるにはよかったが、民法に照らし合わせるといわゆる無権代理の状態であり、万一の事故などが起きた際には大きな社会問題になりかねないと考えられます。こうした現状についての県の所見を伺います。

平成 28 年 5 月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成 29 年 3 月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。その中では、市町村に対して、権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関をつくりなさい、というのが初めて盛り込まれましたが、中核機関とは一体どういったことをやればいいのかと、市町村が非常に困惑していると聞きます。

これまでつくられた中核機関や地域連携ネットワークについても、市町村はそのノウハウを持っていないため、うまく運営できていません。本来はその中核機関というのが親族後見の相談に乗ったり、実際のコーディネートをしたりと実働する時代にならなければならないのに、それができていません。

どこの市町村も財政が厳しい中で、ノウハウも乏しく、非常に困っています。県や県社会福祉協議会が、市町村による整備の取組を支援していく必要があると考えますが、所見を伺います。

以上で一般質問を終わります。(拍手)

◎知事（花角英世君） 小泉議員の一般質問にお答えします。

まず初めに、山形県沖を震源とする地震で得られた教訓と、それを踏まえた新年度の取組についてでありますけれども、昨年 8 月に開催した同地震に係る市町村などとの振り返り会議において、迅速な避難所開設や、日本海側で発生する地震の特徴である津波到達時間が短い中での避難方法に関する課題が挙げられたところであります。

県では、先月 12 市町村について津波災害警戒区域を指定したところであり、津波の危険度に応じ住民が取るべき避難行動に関する普及啓発、確実な避難につなげるための避難訓練等の支援や、地域において避難行動の核となる地域防災リーダーの育成支援など、地域の防災力の向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、被災者生活再建支援制度の拡充等についてであります。議員御指摘のアンケートにおいて、本県は半壊世帯への支援の拡充が必要と回答し、市町村でも様々な拡充を求める意見がある一方で、財政負担の増加を懸念するものや、自助による対策の必要性に言及する

ものもあり、災害発生時に現場で対応する市町村の率直な意見が反映されたものと受け止めております。

なお、支援対象の拡充範囲については、全国知事会において一部損壊世帯への拡大も含め議論した結果、現時点では半壊世帯までを国に求めることと整理されたところです。

今後も制度の見直しについて、全国知事会と連携しながら、国に要望してまいります。

次に、原子力防災訓練で明らかになった課題等についてであります。訓練に参加された関係者の方々から、今年度の訓練を踏まえ、降雪や雨天など悪天候時の対応、夜間発災時の対応、自家用車避難を想定した訓練の実施などの課題が挙げられております。

新年度の訓練につきましては、これらの課題等を踏まえ、今年度と同様な住民参加の総合的な実動訓練を行うことに加え、個別項目ごとの訓練も実施するなど、条件を変えて様々な想定で複数回の訓練を行いたいと考えております。

そうした訓練を繰り返し行うことによって、広域避難計画の実効性を高めるとともに、原子力災害発生時における対応力のさらなる向上を図ってまいります。

次に、避難のために道路を整備する必要性についてであります。万一の原発事故時に円滑に避難するための道路整備等は必要と考えており、そのための財政措置を国に要望しているところです。

次に、小泉原子力防災担当大臣の発言を受けた今後の対応等についてであります。このたびの小泉大臣の発言の趣旨を改めて国に確認したところ、UPZ内の住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布は、避難の際に学校や公民館等の配布場所で受け取ることが困難で、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される地域の住民に限られるとのことであり、従来の考え方から大きく踏み出した内容ではないものと聞いております。

県といたしましては、UPZ内の全ての住民に対して、基本的に事前配布することが望ましいものと考えておりますが、このたびの要請においても、自治体に多大な事務負担が生じることに変わりがないことから、事務軽減につながる医師関与の見直しなどについて、関係道府県と連携して、引き続き国に対して強く要望してまいります。

次に、防災推進国民大会の誘致についてであります。防災推進国民大会は、平成28年から東京都のほか、宮城県、愛知県で開催されており、県民の防災意識の向上に加えて、本県の防災関連産業の活性化や取組を発信する場としても活用できるものと認識しております。

県といたしましては、まずは、新年度から取り組む産学官の交流の場を通じた防災関連商品や技術の開発促進を進め、防災産業における本県の強みを強化してまいります。

あわせて、こうした取組の効果的な発信を進める中で、この大会の誘致についても、関係者と協議してまいります。

次に、障害者福祉についてお答えします。

まず、障害者の差別の解消に向けた条例の制定についてであります。現在、内閣府の障



害者政策委員会において、民間企業等にも障害者への合理的配慮を義務づけるなど、障害者差別解消法の見直しの検討を行っており、年度内に取りまとめる予定と聞いております。

県といたしましては、こうした法律の見直しの動向も注視しながら、今後、関係者や有識者の意見をお聞きして、条例制定の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、障害者の支援体制についてであります。障害者福祉施策に関して、現在、国は、障害者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行といった指針を示しております。

県においては、こうした指針も踏まえ、さらなる障害者支援施設の整備よりも、障害があっても地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを重点的に進めているところです。

今後とも、市町村と連携し、グループホームや短期入所などの地域での生活を支えるサービスの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、成年後見制度の現状についてであります。成年後見制度は、平成12年度の導入以降、その利用は年々増加しているものの、議員御指摘のとおり、財産管理や身上監護を必要とする障害者や認知症の人に対して十分に利用されている状況にはないものと認識しており、後見制度を担う人材育成の強化等が必要であると考えております。

◎防災局長（熊倉健君） 2点についてお答えいたします。

大雨特別警報の効果についてであります。大雨特別警報の発表前に避難勧告等が発令されており、大雨特別警報そのものに限定した避難行動への効果を明確にすることは困難です。

大雨特別警報は、発表時には災害が既に発生している可能性が高く、直ちに命を守るための行動を取る状況であり、それ以前の避難勧告や避難指示の段階で安全な避難場所等に確実に避難していただくよう、一層の理解促進を図る必要があるものと考えております。

なお、現在、国においても防災気象情報の伝え方や避難に関する課題の検証が進められているところであり、県としてもその動向を注視してまいります。

次に、住民の避難行動につながる実効性ある取組についてであります。市町村との意見交換を通じ、地域の核となる防災リーダーを助言・支援する人材が必要との声があったことから、新年度、新たに防災シニアリーダーを養成することとし、併せて、優良な取組事例を市町村を越えて共有するため、広域的な意見交換会を実施することとしたものです。

これらを通じて得られた知見を基として、各地域での避難計画の作成や効果的な避難訓練の実施などを進めていただき、住民の適切な避難行動をはじめとした地域の防災力向上につなげていただきたいと思います。

◎福祉保健部長（藤山育郎君） 2点についてお答えいたします。

まず、いわゆる読書バリアフリー法の施行に伴う視覚障害者情報センターの取組方針についてであります。議員御指摘のとおり、視覚障害者情報センターの活動は、点字図書や

録音図書の作成等、多くのボランティアに支えられております。近年は、情報技術の進歩により、利用しやすい電子書籍等に対する貸出しニーズが増えており、指定管理者においても、ICT機器活用のための研修やボランティアの養成等、利用者のニーズの多様化に柔軟に対応しているところです。

今後とも、新法の基本理念に基づき、電子書籍等の充実を図るなど、視覚障害者等にとって利用しやすい書籍等の提供に努めてまいります。

次に、成年後見制度の体制整備に係る市町村への支援についてであります。県といたしましては、議員御指摘のとおり、新潟県社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用促進に向けた市町村支援の取組を進めていくことが必要であると考えております。

このため、これまで、弁護士等の専門職団体等との定期的な意見交換、専門職団体等とともに市町村を個別に訪問して行う課題の共有や対応方針の検討、市町村の体制整備の要となる中核機関の設置に向けた研修などを行っているところです。

今後も引き続き、市町村への助言や成年後見制度を担う人材育成等について、より一層取組を進めてまいります。

◎土木部長（中田一男君） 2点についてお答えいたします。

村上市被災住宅リフォーム事業に対する県の評価についてであります。本事業は、県と市で国に働きかけた結果、地震で損壊した住宅の屋根改修工事について、耐震性の向上を目的とした国事業を制度拡充して適用したものです。

制度運用後も外壁等の対象工事の追加や、補助率のかさ上げなど、ニーズを踏まえた見直しも行っており、県といたしましては、本事業により、被災住宅の耐震性、耐久性の向上も含め、被災者への支援に寄与したものと考えております。

次に、防災・減災のハード整備の優先順位についてであります。本県では、河川改修や土砂災害対策などのハード整備が必要な箇所が数多くある中で、過去の被害状況や被災原因、想定被害区域内の重要施設の有無や資産状況などに基づき、優先度を判断して整備を進めております。

◎教育長（稲荷善之君） 7点についてお答えいたします。

県立高校における災害ボランティアの推進についてであります。災害ボランティア活動は、被災地の復旧・復興を支援するだけでなく、生徒の防災意識を高め、災害発生時の対応力を培うものであり、防災教育の観点から、意義あるものと考えております。

また、災害に限らず、ボランティア活動に参加することは、生徒の社会貢献意識を育む上で重要であり、引き続き、ボランティアの体験活動や講演会、活動実績を単位として認定する制度などを通じて、生徒のボランティア参加を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、教員採用選考検査についてであります。小学校の採用倍率は、令和元年度採用は1.2倍でしたが、令和2年度は2.5倍と改善しております。その要因としましては、県内外

の大学等に直接出向き、検査の内容・方法等について説明するとともに、新潟県の教育の魅力について、ガイダンスやホームページ等で積極的に情報提供を行ったことが挙げられます。また、採用選考検査においては、他県での教員経験者等の優遇措置を拡充したことに加え、第2次検査の実技検査の廃止等、受検者の負担軽減を図ったことも要因の一つと考えております。

今後も、優秀な人材の確保に向けて、検査内容の見直しや、受検しやすい環境の整備、新潟県の公立学校教員になりたいという夢や希望を抱くような情報発信に努めてまいります。

次に、講師の確保についてであります。産休や育休、私傷病休暇等への講師の補充は、市町村教育委員会と連携しながら、速やかに配置できるよう努めておりますが、一部の学校で年度途中の未配置の状況が生じています。今年度、増加した採用選考検査の志願者全員に対して講師登録の希望を確認するなど、新年度の講師確保に努めてまいります。

また、定年延長に伴い、今後、新規採用数の減少が見込まれることから、講師登録者数の減少につながらないように、大学生等に教員の魅力を伝える取組の充実を図るとともに、退職者や教員免許保有者にも個別に働きかけてまいります。

次に、起業家教育の充実についてであります。キャリア教育の一環として実施される起業体験学習は、生徒が自分の将来を設計し、自立して生きる力を育むために有効であると考えております。

県教育委員会といたしましては、キャリア教育DVD起業家編を全小中学校に配付し、その活用を働きかけてきたところです。また、議員御指摘の見附市内の中学校を含め、県内の中学校では、会社を模した組織を立ち上げたり、地域企業等と連携して商品を開発し、販売したりするなど、起業体験に関わる学習活動が行われており、生徒の学習意欲の向上等に成果が現れております。

今後も、こうした優れた取組を教育支援システムやキャリア教育に関する研修会で紹介する等、起業家教育の充実に取り組んでまいります。

次に、プログラミング教育の取組についてであります。本年4月からの学習指導要領の全面実施に備え、教育課程研究会を開催し、論理的思考力を育成する指導の在り方について理解を深めるとともに、小学校プログラミング教育推進講座を実施し、コンピューターを使用する授業の充実に取り組んでおります。

また、今年度末には、具体的なプログラミング教育の授業例を示した指導書を全教員に配付することとしており、今後とも、実践例や補助教材等の共有、蓄積を進め、プログラミング教育の充実に取り組んでまいります。

次に、部活動を理由とした学区外就学の対応についてであります。学校教育法施行令により、就学すべき小中学校の指定は市町村教育委員会が行うこととなっており、中学校の通学区域は、市町村教育委員会の規則により定められております。学区外就学の許可については、市町村教育委員会によっては、各学校の部活動の設置状況等に応じて許可要件を定め、対応していると認識しております。

県教育委員会といたしましては、子供の可能性をより広げるためにも、各市町村教育委員会において、地域の状況や、子供や保護者の意向に応じた適切な対応が行われることを期待しております。

次に、拠点校部活動の導入及び合同チームの公式戦参加についてであります。拠点校部活動制度は、生徒のスポーツへの多様な興味・関心に応える有効な方策の一つであり、その導入に当たっては、それぞれの地域の実情に応じて、市町村教育委員会において、適切に判断されるものと考えております。

県教育委員会としましては、公共交通機関の利用が困難な地域が多い本県においては、生徒の拠点校への移動や引率者の確保に課題があると認識しております。

一方、合同チームの公式戦参加については、現在の参加規程では対象競技が限定されていることから、生徒の大会への出場機会の拡大に向け、要件の緩和について、県中学校体育連盟との調整を進めてまいります。

○議長（岩村良一君） 小泉勝君の質問は終わりました。